

第 編 その他

20 ~ 25 その他

23 間接国税犯則事件

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒				税				
	免 許 者		非免許者	小 計		犯則者が判明しないもの		計	
	酒 類 等 者 製 造 者	酒 類 販 売 業 者							
要処理 件 数	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	外 件	
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-	
検 挙	-	2	-	2	-	-	2	2	
通 告 処 分	-	2	-	2	-	-	2	2	
告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	
収税官吏	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 問 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	
不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	
処分前公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
本年度末処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯 則 に 係 る 税 額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円	
通告処分罰科金相当額	-	-	120	240	-	-	120	240	

たばこ税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合 計		区 分
ほ脱犯	秩序犯	計								
件	件	件	件	件	件	件	件	外	件	前年度からの繰越処理未済 } 要処理 検 挙 } 件 数 通 告 処 分 } 収税官吏 } 告発 そ の 他 } 不 問 処 分 } 処理済 通 知 処 分 } 件 数 不 告 発 } 処分前公訴権消滅 } 本年度末処理未済件数 犯 則 に 係 る 税 額 通告処分罰科金相当額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	-	千円	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	120	240	

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した間接国税犯則事件

調査期間：平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

(注) 外書きは、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

揮 発 油 税						地方道路税	石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税		
ほ脱犯		秩序犯		計			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計
外	件	外	件	外	件	件	件	件	件	件	件	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	千円	-	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

23 間接国税犯則事件

(2) 通告処分及び履行の状況

区 分	酒 税									
	免 許 者				非 免 許 者		計			
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者							
要履行 件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	外	件	外	件	外	件	
	通告処分	-	-	2	2	-	-	2	2	
	計	-	-	2	2	-	-	2	2	
履行等 件数	通告不履行による告発	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通告後公訴権消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通告履行	-	-	2	2	-	-	2	2	
計	-	-	2	2	-	-	2	2		
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通告履行罰科金相当額	-	千円	120	千円	240	-	千円	120	千円	240

た ば こ 税			合 計		区 分	
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	外	件		
件	件	件	外	件	前年度からの繰越履行未済	要履行 件数
-	-	-	-	-	通告処分	
-	-	-	2	2	計	
-	-	-	-	-	通告不履行による告発	履行等 件数
-	-	-	-	-	通告後公訴権消滅	
-	-	-	2	2	通告履行	
-	-	-	2	2	計	
-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数	
千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金相当額	
-	-	-	120	240		

調査対象：国税犯則取締法に基づいて調査した間接国税犯則事件

調査期間：平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(注) 外書きは、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

23 間接国税犯則事件

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免						許					
	酒 類 製 造 者			酒母、もろみ製造者			酒 類 卸 売 業 者					
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額			
	件	kg	千円	件	kg	千円	件	kg	千円			
第54条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第55条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第56条 第1項 第1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
“ “ 第2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
“ “ 第3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
“ “ 第4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
“ “ 第5号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
“ “ 第6号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
“ “ 第7号	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第58条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第59条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
第60条	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(注) 1 この表は、「23(1)検挙及び処理の状況」のうち「酒税」について違反行為の該当条項別に示したものであ
 2 外書きは、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 道 路 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条 第1項 第1号	-	第15条 第1項 第1号	-	第28条 第1項 第1号	-	第24条 第1項 第1号	-
“ “ 第2号	-	“ “ 第2号	-	“ “ 第2号	-	“ “ 第2号	-
第28条 第1号	-	第15条の2	-	第29条 第1号	-	第25条 第1号	-
“ 第2号	-			“ 第2号	-	“ 第2号	-
“ 第3号	-			“ 第3号	-	第26条 第1号	-
第29条 第1号	-			第30条 第1号	-	“ 第2号	-
“ 第2号	-			“ 第2号	-	“ 第3号	-
“ 第3号	-			“ 第3号	-	“ 第4号	-
“ 第4号	-			“ 第4号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

(注) 1 この表は、「23(1)検挙及び処理の状況」のうち「酒税以外の間接税」について違反行為の該当条項別に
 2 外書きは、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者

者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸入 酒類に係るもの			
酒 類 小 売 業 者															
件数	犯 則 数	量	税 額	件数	犯 則 数	量	税 額	件数	犯 則 数	量	税 額	件数	犯 則 数	量	税 額
外 件		kg	千円	外 件		kg	千円	外 件		kg	千円	件			千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	153,922	-	-	-	-	-	2	2	153,922	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	2	153,922	-	-	-	-	-	2	2	153,922	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

る。
を示す。

た ば こ 税		取 引 所 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第28条 第1項 第1号	-	第14条 第1項	-	第22条 第1項 第1号	-	第20条 第1項 第1号	-
" " 第2号	-			" " 第2号	-	" " 第2号	-
第29条 第1号	-	第15条 第1号	-	第23条	-	第21条 第1号	-
" 第2号	-	" 第2号	-	第24条	-	" 第2号	-
第30条 第1号	-					" 第3号	-
" 第2号	-			第25条 第1号	-	合 計	-
" 第3号	-			" 第2号	-	電 源 開 発 促 進 税	
" 第4号	-			" 第3号	-	該 当 条 項 件数	
合 計	-			" 第4号	-	第13条 第1項	
た ば こ 特 別 税				第26条 第1号	-	第14条 第1号	
該 当 条 項	件数			" 第2号	-	" 第2号	
第21条 第1項 第1号	-					" 第3号	
" " 第2号	-			合 計	-	合 計	
第22条	-	合 計	-				
合 計	-						

示したものである。
者を示す。